

一般質問

町政を問う！

第5日目に一般質問が行われ、3人の議員が町政について質問しました。



杉田 貞一郎 議員 (10ページ)

- ① 町の活性化について
- ② 平和教育について



市川 司 議員 (11ページ)

- ① ゴミの不法投棄について



古谷 康典 議員 (12ページ)

- ① 地産地消給食について
- ② 健康寿命について

次の定例会は
3月3日からの予定です。

※変更される場合があります。

多人数の傍聴の際は事前に事務局へご相談ください。

議会は、はがチャンネルでも放送します。

放送時間

会議当日 午後8時から
再放送 翌日の午後2時から



一般質問とは

一般質問は、定例会において行われ、議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものです。質問する議員も、受ける執行機関もともに十分な準備が必要なことから、通告制とされています。

質問時間は、1人につき質問・答弁を含め60分以内とされています。



杉田貞一郎が問う 町の活性化について

問 地域のにぎわいをどうするかが大きな課題で、特に、地域資源の活用、産業文化の振興、観光客や交流人口の拡大といった点から、人口減少社会の中で町を持続的に元気にしていくためには、地域の強みを生かした活性化が不可欠である。

1 地域資源の活性化対策として、自治会や地域で実施しているイベントやお祭りに対する町の財政等の支援策は。

2 自治会や地域のイベントや祭りの情報発信は。

3 地域の住民が主体となった地域づくりや地域コミュニティの活性化支援について、町や町職員のノウハウを生かした支援体制は。

答 町長 地域でのイベントや祭りは、地域コミュニティの絆を深め、郷土愛を育む機会であるとともに伝統や文化を継承していく上で必要であり、住民が主体で企画・運営するイベントや祭りに対して、芳賀町地域をつなげる事業補助金、芳賀町わがまちつながり構築事業補助金、芳賀町コミュニティ活動奨励金の補助制度により、経費の一部を支援しています。

多額の運営経費を賄う住民や関係者の負担を軽減するため、祭りなどの伝統行事の運営に対し、国や県の補助金などを活用した支援を検討しています。

現在、町の情報発信は、自治会や各種実施団体からの依頼を基に、当該地域以外からの来場者を見込む地域のイベントや祭りを対象に行っています。

今後は、積極的に情報を収集し、事前PRを行い、芳賀チャンネルや広報だけではなく、動画配信等を通して、地域の素晴らしさを伝える仕組みを検討します。

地域コミュニティの活性化は、地域の持続的な発展の基盤となるものであり、町民の皆さまが主体となった地域づくりを推進することがこれからも重要であると認識しています。

地域の自主性や創意工夫を尊重しながら、支援を行っていくことが重要で、町の観光PRになる祭りやイベントの情報を提供し、職員に協力を促し、包括連携協定を締結している大学や企業との連携事業などを活用し、イベント運営のアドバイスやスタッフ不足を補うためのボランティアの募集など、柔軟に対応できる新たな支援制度を検討します。

また、町が所有する備品の貸出しや施設設備の利用を優遇することで、地域の皆さまがやりがいを持って活動できる環境を整備し、持続可能な地域コミュニティの実現に取り組んでまいります。

問 3つの補助金について、今後拡大か見直しをするかというはあるのか。

答 企画課長 事業の内容によりますが、検討します。

問 高齢化で事業費が足りない、参加者が少ないというのが一番の問題だと思う。今後、どう考えていくのか。

答 町長 地域のイベントは、人と人、人と地域をつなげる意味で、非常に大切な活動だと考えています。課題は、十分認識をしています。相談しながら、知恵を出し合い、地域だけではなくて、他からの支援も受けることも考え、イベントを盛り上げてまちづくりにつなげたいと思います。

平和教育について

問 戦争当時を知る人も少なくなった今、小中学生に改めて平和教育の必要性を考えられるが、他市町のように沖縄、広島、長崎など、戦禍の地に児童生徒を派遣し、平和教育を行う考えはないのか伺う。

答 教育長 平和教育の重要性はますます高まっていいると認識しており、広島などの戦禍の地で開催される平和記念式典などに参加するといった直接的な体験は、戦争を肌で感じることのできる意義のある活動だと考えます。

体験が一部の生徒のものにとどまりがちであり、昨今の学校の多忙な状況を考慮した際、その実施に当たっては課題が多いとも感じています。

問 平和を考えたときに、必要なのは道徳教育かと思う。道徳教育についても、今ままなのか、また、新たに何か人間らしさというか、人を尊重する、争いごとをしないというような考え方をしていくのか伺う。

答 教育長 道徳教育の視点は大変重要であると考えております。

道徳教育につきましては、内容項目というものが、自分自身に関することとか、他人との関わりに関する事、集団とか、崇高なものとか、いろいろな観点に分かれて、発達段階に応じて、心理的深まりを高め、そして実践力を高めていくものなので、全人格的な形成の下に学校教育としては、今後も十分に深めていく必要があると考えます。

市川司が問う ゴミの不法投棄について



問 これまでどのような不法投棄があったのか、また現在の現状をどのように把握しているのか伺う。

答 町長 これまでに食品や飲料の容器や生ごみ、衣類、雑誌など、生活ごみのポイ捨てや冷蔵庫などの家電や家具などの粗大ごみや自動車部品、断熱材などの産業廃棄物の不法投棄があり、調査、回収などの対応をしてまいりました。現状把握として廃棄物監視員および環境課職員によるパトロールや、町民の皆さまからの通報や相談を受けて現地調査などにより実態を把握しています。不法投棄の回収量は令和4年に5,600kgあったのが、令和6年には3,490kgと減少しています。一方で家電4品目の不法投棄台数は4年度の13台から、6年度は20台となっています。

問 廃棄物監視員がパトロールしているということだが、監視員はどのようなことをしているのか詳しく伺う。

答 環境課長 監視員の職務につきましては、不法投棄を防止するための監視、廃棄物処分場や廃棄物処理業者の監視および情報の収集、清掃および環境保全に必要な指導をしており、町内を9つのエリアに分けて、それぞれの担当地域で月に8日間の監視活動をしており、不法行為を防止するための監視活動が主な仕事になり道路わきに落ちている空き缶やペットボトルなどのポイ捨てごみなどの回収も行っております。



問 不法投棄などを防止するために、監視活動や情報収集をしているということだが、監視員からはどのような情報が上がってくるのか伺う。

答 環境課長 不法投棄につきましては、大きいものが落ちている、あるいは大量に落ちているとか、投棄物から住所氏名などの証拠が出てきたときは、すぐに環境課に連絡していただいているます。その他にも重機が動いて荷物を積んだトラックが搬入しているような不法投棄を疑う状況や、大型ダンプが土砂を搬入して不法盛土を疑う普段と違う状況など疑わしい状況に遭遇したときはすぐに環境課に連絡していただき、その上で現地確認に向かうようにしています。



問 家電4品目の不法投棄が増加しているということだが、どのようなものが多く投棄されているのか、なぜ家電の投棄が増えたのか。

答 環境課長 家電4品目はエアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機で、令和6年度は冷蔵庫10台、テレビ6台、洗濯機4台が投棄されていました。

家電については、郵便局でリサイクル料金を支払った上で指定の場所に持ち込むか、町のゴミ回収サービスに申し込み回収してもらう必要があり、そのため処分するのに手間とお金がかかるため、処分方法に理解が不十分だったり、面倒に感じたりといった状況から、不法投棄につながってしまうこともあると推測しています。



古谷康典が問う 地産地消給食について

問 現在、町内の小中学校で地産地消給食が取り入れられている。現状、循環システム研究会が主体だが、施設の老朽化、生産者や物資納品者の高齢化で継続困難になっている。

今後も地産地消給食を継続させるために、町が考えている政策について伺う。

答 教育長 町では地産地消の推進を目的に給食費補助金を交付しており、町内産の食材の多い給食を実施しています。町産米の米飯を週4回提供、季節の地場食材の多用など、日常的に地産地消に取り組んでいます。

町内産の食材は、町内農業者により組織された循環システム研究会を通じて納品されており、参加する生産者の献身的なご協力により、現在の状況が維持されています。

一方で、参加する生産者の高齢化や施設の老朽化などの進行につきましては、教育委員会としても認識しているところです。

現在は一定の地産地消率が確保できていますが、地産地消に取り組み始めた当時とは農業や学校給食を取り巻く環境が変化していることから、今後の継続のために循環システム研究会との協議の上で、他自治体の成功例なども参考に検討してまいります。

問 食材の搬入について、近隣の町では直売所を利用しているところがある。芳賀町でも直売所にお願いすることはできないのか。

答 学校教育課長 道の駅の直売所は、町内の農産物生産者とのつながり、農産物の確保や流通の実績から給食の食材搬入を行う能力を有していると考えています。

実際にお願いする場合には、現在の体制でお願いしている物資納入組合と直売所の運営を行うJAはが野との充分な協議、調整が必要と考えています。

健康寿命について

問 芳賀町の健康寿命の低さについて、こうした状況を改善するために新たな政策について検討されているのか伺う。

答 町長 令和4年の健康寿命推定値によると、芳賀町は男性が78.96歳で県内19位、女性が81.91歳でワースト1位という結果でした。

こうした状況に鑑み、令和5年度から令和7年度までの3ヵ年を健康づくり特別重点期間と定め、野菜摂取量の推定や血管年齢チェック、健康相談、特定健康診査の受診勧奨啓発資料の送付、認知症予防教室や通所型短期集中予防サービスなどの事業を行っています。

様々な事業の結果、メタボ該当者割合が令和4年度23.5%から令和6年度には22.4%に改善され、順位も県内ワースト1位の25位から22位に改善しました。血糖、血圧、脂質の有所見率は令和4年度8.9%で、県内ワースト1位から令和6年度には22.4%に改善され、健康づくり特別重点期間において是正することができたと考えています。

今後も栄養、運動、休養の3つのバランスを大切にしながら健康寿命という指標を継続的にモニタリングし、事業の評価・改善を図ってまいります。

問 健康寿命を延ばすために栄養、運動、休養と併せて生き甲斐を兼ねた適度な労働が必要と考えるが、いかがか。

答 健康福祉課長 人と働くことや社会に関わり続けることにより生活リズムの維持、身体活動量の確保、人とのつながりの形成、生きがいの獲得など心身の健康に良い影響を与えることが報告されていることから、健康寿命を延ばすために就労や地域活動など適度に頭や体を使う役割ある活動が有効であると考えています。

古谷 今後は町民の皆さん気が軽く参加しやすい場や機会を充実させると共に、高齢になっても参加しやすい環境づくりを一層進めさせていただきたいと。引き続き積極的な取り組みから健康寿命の延伸につなげていただくよう期待する。